高齢者講習実施要領の制定について（例規）

（制定：令和４年５月13日　運免第70号）

和歌山県警察本部長から各所属長宛て

高齢者講習等並びに認知機能検査及び運転技能検査の実施に関する規則（平成21年和歌山県公安委員会規則第15号）第10条の規定に基づき、高齢者講習実施要領を別記のとおり定め、令和４年５月13日から実施することとしたので、適正に運用されたい。

なお、「高齢者講習実施要領の制定について（例規）」（平成21年12月21日付け運免第77号）は、本例規通達の施行に伴い、廃止する。

別記

高齢者講習実施要領

第１　目的

この要領は、高齢者講習等並びに認知機能検査及び運転技能検査の実施に関する規則（平成21年和歌山県公安委員会規則第15号。以下「規則」という。）第10条の規定に基づき、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の２第１項第12号に規定する講習（以下「高齢者講習」という。）の実施の委託を受けた者（以下「受託者」という。）が実施する高齢者講習に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第２　基本的留意事項

交通部運転免許課長（以下「運転免許課長」という。）は、受託者に対し、高齢者講習を実施するに当たっては、この要領に基づいて適正に行うよう指示するとともに、十分な講習水準が維持されるよう常時指導監督すること。

１　講習実施計画の提出

受託者は、高齢者講習の実施計画について、あらかじめ高齢者講習実施計画（変更）届（別記様式第１号）により、和歌山県公安委員会（以下「公安委員会」という。）へ提出し、承認を受けること。実施計画を変更する場合も同様とする。

２　高齢者講習指導員

高齢者講習指導員は、規則第４条に規定する者をもって充て、受講者数に応じて必要な数を確保すること。

３　講習施設

高齢者講習は、所要の受講者を収容できる視聴覚教材を備えた教室、所要の運転適性検査器材を備えた施設、コースを整備するなどして講習の実施に必要な施設を確保すること。

なお、受講者は70歳以上の高齢者であることを踏まえ、受講者の移動距離が可能な限り短くなるよう努めるとともに、受講者の移動が容易となるよう施設のバリアフリー化に配意すること。

４　講習用教材

受託者は、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。）第38条第12項第２号に定める教材について、次のように整備すること。

⑴　教本及び視聴覚教材

教本及び視聴覚用教材は、高齢者講習にふさわしい教本及び本県の交通実態に関する資料並びに危険予測、事故事例等に関する視聴覚教材を整備すること。

なお、教本については別紙の内容について正確にまとめられたものを使用するものとする。

⑵　普通自動車

自動車等の運転について必要な適性に関する調査でコース又は道路における普通自動車の運転をさせることにより行う検査によるものに基づく指導（以下「実車による指導」という。）ができるよう、所要の普通自動車を必要数整備すること。

なお、当該普通自動車については、マニュアル式及びオートマチック式のものに補助ブレーキ等の装置を装備したものとすること。

⑶　運転適性検査器材

自動車等の運転について必要な適性に関する調査で運転適性検査器材を用いた検査によるものに基づく指導（以下「運転適性検査器材による指導」という。）に用いる運転適性検査器材は、次に掲げるものを整備すること。

ア　動体視力の変化を測定する動体視力検査器

イ　夜間視力の変化を測定する夜間視力検査器

ウ　水平方向の視野の範囲を測定する視野検査器又は視野の欠損状況を測定する視野検査器

第３　講習実施上の留意事項

１　講習日、講習時間及び講習場所

⑴　講習日

講習日の設定に当たっては、高齢者の利便性に配意すること。特に、法第101条の７第４項の規定による臨時高齢者講習については、法第101条の７第６項の規定により臨時高齢者講習の通知を受けた日の翌日から起算した期間が通算して一月を超えることとなるまでに受けなければならないことから、速やかな受講が可能となるよう配意すること。

⑵　講習時間

講習時間は、２時間（法第71条の５第３項に規定する普通自動車対応免許（以下「普通自動車対応免許」という。）以外の運転免許のみを受けている者及び道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「政令」という。）第34条の３第４項又は第37条の６の３の基準に該当する者（以下「運転技能検査対象者」という。）に対する講習は１時間）とすること。

２　学級編成

⑴　１学級の編成は、講習効果の上がるよう適正な人数で編成すること。

⑵　運転適性検査器材による指導については、高齢者講習指導員１人で５人まで担当することができるものとする。

⑶　実車による指導については、高齢者講習指導員１人で５人まで担当することができるものとするが、受講者一人当たりの実車による指導の時間を少なくともおおむね20分間確保しなければならないものとする。

３　講習の方法

講習は、普通自動車及び運転適性検査器材を用いた検査を行うことにより、加齢に伴い身体機能に低下が生じているおそれがあることについて受講者に体験させ、その結果に基づいた指導を行うことを重点とすること。

また、別表に準拠し、本県の実態に即して、実質的効果の上がる講習指導案を作成した上で、次の事項に配意して実施すること。

⑴　講義

講義は、加齢に伴う身体機能の変化についての理解を深めさせるとともに、地域における交通事故実態、四輪車事故及び二輪車事故の特徴、改正が行われた道路交通法令及び高齢者の交通事故の特徴と防止策等について、教本、視聴覚教材等を活用して分かりやすく行うこと。

なお、講義に従事する者については、高齢者講習指導員であることが望ましいが、規則第４条第３号及び第４号の要件を満たす者であれば、高齢者講習指導員以外の者でも差し支えないものとする。

⑵　運転適性検査器材による指導

ア　指導方法

第２の４の⑶のアからウまでに規定する運転適性検査器材による検査を行い、検査結果に基づき、加齢に伴う身体機能の低下を自覚させるための指導を行うこと。

また、指導に当たっては、他の受講者が検査を行っている時間の有効活用に努めること。

なお、各検査器材による検査については、補助者が従事しても差し支えない。

イ　検査結果の取扱いと保存

検査結果は、受講者に通知するとともに、次回の講習の際の指導にも活用できるよう保存に努めること。

⑶　実車による指導

ア　実施対象

実車による指導は、普通自動車対応免許を保有する者で、運転技能検査対象者以外のものに対して実施すること。

イ　実車による指導の場所

原則としてコースにおいて実施すること。ただし、コースにおいて実施することが困難な場合又は受講者の利便性を図るため高齢者講習を過疎地・辺地等を含む地域に存する場所において実施する必要がある場合において、安全性の問題がないときは、道路又はその他適切な場所において行っても差し支えない。

ウ　使用車両

普通自動車を使用すること。

また、受講者の車両の持込みについては、身体の障害があることを理由に普通自動車対応免許に条件を付されている場合等のやむを得ない事情がある場合を除き、原則として行わないこととするが、受講者からの申出があり、車両の持込みによる指導を行うことについて、他の受講者に支障がなく、かつ、安全性の問題がない場合には、車両の持込みを認めても差し支えない。

なお、車両を持ち込んだ場合でも、手数料は変わらないことをあらかじめ受講者に了知させること。

エ　実施方法

実車による指導は、以下について留意の上、ならし走行を含め、受講者一人当たり少なくともおおむね20分間行うこと。

また、受講者一人当たりの走行時間（ならし走行を除く。）がおおむね10分間以上となるよう、1,200メートル以上（ならし走行を除く。）走行させて行うこと。

(ｱ) 課題

課題については、「運転技能検査等実施要領の制定について」（令和４年３月２日付け警察庁丁運発第50号。以下「実施要領」という。）に基づき、「指示速度による走行」、「一時停止」、「右折・左折」、「信号通過」及び「段差乗り上げ」を実施することとするが、コース等の実情に応じて順不同で実施して差し支えない。

また、各課題は、実施要領に定める判断基準に基づき、運転評価票（高齢者講習用）（別記様式第２号）を用いて、課題の履行状況を客観的に評価すること。

(ｲ) 事前説明

課題の実施前に、受講者に対し、その実施方法等に関する事前説明を分かりやすく行い、道路交通法令に従った通行の方法や適切な運転方法について理解させること。

(ｳ) 安全指導

課題終了後の安全指導については、受講者ごとに個別に行うこととし、適切に履行できなかった課題について重点的に指導することはもとより、その他安全不確認や操作不適等の不適切な運転行動についても個別、具体的に指導し、加齢に伴う身体機能の低下がこうした不適切な運転行動に影響を及ぼしている可能性について理解させること。

(ｴ) 順番待ちの時間を活用した映像教養等

順番待ち中の受講者に対しては、実施機関の実情に応じて、視聴覚教材を有効活用するなどして、加齢に伴う身体機能の低下や危険予測と回避方法等について理解させるための教養を確実に行うこと。

また、教本を活用する場合は、単に閲読等を指示するのではなく、受講者の前回の運転免許証の有効期間の更新等の後において改正された道路交通法令のうち必要な事項等が記載された箇所を具体的に指し示した上で、その内容を説明するなど、きめ細かな指導を行うこと。

なお、実車による指導における順番待ちの時間に、講義又は運転適性検査器材による検査若しくは当該検査の結果に基づく指導を行うこととしても差し支えない。

オ　実車の運転に支障がある場合

受講者の体調や降雪等の悪天候等により、実車による指導が困難な場合には、運転シミュレーターでの代替措置を採るなどし、できる限り受講者に運転操作の指導を行うことができるよう努めること。

カ　運転技能検査との差異

実車による指導と運転技能検査との運用上の差異については、次のとおりである。

(ｱ)　実車による指導においては、各課題について採点を行わないほか、例外的に運転シミュレーターでの代替措置が認められていること。

(ｲ)　運転技能検査においては、録画装置等により、検査の状況等に係る映像等を記録する必要があること。

(4)　指導に当たっての留意事項

受講者によって、認知機能や身体機能に個人差があることを踏まえ、個々の認知機能等に応じた丁寧で分かりやすい講習の実施に努めること。

第４　受講の受理等

１　一般的な受理

受託者は、受講対象者から高齢者講習の受講申込みを受けた場合は、高齢者講習通知書、運

転免許証（以下「免許証」という。）等で本人であること及び免許証の更新期間が満了する日における年齢が70歳以上の者であることを確認し、書面に必要事項を記載させて提出させるとともに、和歌山県証紙（以下「証紙」という。）により講習手数料を徴収すること。

2　高齢者講習終了証明書の取扱い

高齢者講習を受講した者に対して交付する高齢者講習終了証明書（施行規則第38条第17項に規定する高齢者講習修了証明書をいう。以下「終了証明書」という。）については、次により取り扱うものとする。

⑴　運転免許課長は、受託者に対し、別に定める送付書・受領書により、終了証明書を送付するものとし、送付を受けた受託者は、受領書に必要事項を記入し速やかに運転免許課長に返送するとともに、別に定める受払簿に受払いの状況を記載すること。

⑵　終了証明書の発行番号は、「年別－指定自動車教習所指定番号－４桁の一連番号」を記載すること。

なお、記載誤りの終了証明書については、右上部に「誤記」と朱書きして、１年間保存すること。

⑶　終了証明書を受講者に交付する際には、免許証の更新時に持参すべき旨を教示すること。

⑷　受講者から終了証明書の盗難、紛失、汚損等により再交付の申出があった場合には、受講済みであることを確認の上、運転免許課長に終了証明書の再発行を依頼し、⑴の例により送付を受けた新たな終了証明書の右上部に「再」と朱書きして再交付すること。

3　試験の一部免除者に対する取扱い

法第97条の２第１項第３号に規定する運転免許試験の一部免除を受けるためには、高齢者講習を受講しなければならないこと及び受講手続について説明すること。

第５　結果報告等

受託者は、高齢者講習を実施したときは、次により講習結果等を速やかに公安委員会に報告すること。

1　講習実施日当日の講習結果を書面により終了したその日のうちに報告すること。

2　講習手数料の徴収に関し、検査手数料相当の証紙を貼り付けた書面の正本を添付して、速やかに報告すること。

3　１か月分の講習結果を取りまとめ、書面により翌月５日まで報告すること。

第６　その他

1　受講者への配意

受講者は一般に講習を受講することに不慣れであることを念頭に置き、講習中はもちろん、受付時から講習終了時まで、受講者の心情に配意した対応に努めること。

特に、実車による指導や運転適性検査器材による指導の際には、受講者に試験類似の張り詰めた雰囲気を不必要に与えて緊張させることのないよう配意すること。

2　応接への配意

運転免許の更新の意思を持って訪れた受講者に対しては、ペーパードライバーであっても高齢者講習の進行を適切に行って講習を終了させること。

また、受講を機会として更新の意思のある者に対して、その意思に反して申請による運転免許の取消しに導く等のことがないよう配意すること。

3　講習効果の測定

高齢者講習の効果を測定するため、受講者の受講後における交通違反、交通事故の発生状況等を追跡調査し、資料化とその活用に努めること。

4　事故防止

⑴　受講者の中には、身体的機能が低下している者もいることから、講習中の事故防止に万全を期すため、講習指導員に特段の配意をさせること。

⑵　講習に係る事故に備え、対人等の保険に加入すること。

5　合同実施の際の留意事項

講習等を合同で行う場合には、運転技能検査（法第97条の２第１項第３号イに規定する運転技能検査をいう。以下同じ。）や臨時高齢者講習の対象者は、政令で定める一定の違反行為を行った者であることから、プライバシーの保護に留意すること。

なお、高齢者講習（２時間講習）と高齢者講習（普通自動車対応免許以外の運転免許のみを受けている者が受講する１時間講習）についても、合同で行うことができるものとする。

第７　簿冊の備付け

受託者は、次の簿冊を備え付けておくものとする。

番号	簿　　冊　　名	様　式　関　係	保存
1	高齢者講習実施計画（変更）届	別記様式第１号	３年
2	運転評価票（高齢者講習用）	別記様式第２号	３年

第８　報告書面等

受講申込みの申請書及び公安委員会に対する報告書面に関しては、別に定める。

（別紙省略）

（別記様式省略）

別表

講習方法	講習科目	講習細目	留意事項	講習時間
		開講	講習概要や受講上の留意事項等について説明する。	30分
1　講義	道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における交通事故情勢	地域における事故多発路線・時間帯、事故類型、事故原因等のほか、四輪車事故及び二輪車事故の特徴等について、交通事故事例に基づき指導する。	
		(2) 高齢者の交通事故の実態	高齢運転者及び高齢歩行者等の交通事故の実態について重点的に指導する。	
		(3) 高齢者支援制度等の紹介	申請取消しやサポートカー限定免許等の説明に併せて、都道府県の実態に応じた高齢者支援制度について紹介する。	
	運転者の心構え	(1) 安全運転の基本	交通ルールを守り、常に細心の注意を払って、他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならない義務、交通事故を起こした場合の警察官への報告義務や負傷者の救護義務等について指導する。	
		(2) 交通事故の悲惨さ	交通事故の被害者や御遺族の心情等を理解させ、交通安全意識の高揚を図る。	
		(3) シートベルト等の着用	後部座席を含むシートベルトの着用の徹底のほか、二輪車に乗車した場合のヘルメット及びプロテクターの着用についても指導する。	
	安全運転の知識	(1) 高齢者の特性を踏まえた運転方法	認知機能を含む身体機能の変化について自覚させるとともに、それに応じた安全運転の方法について指導する。	
		(2) 危険予測と回避方法等	高齢運転者による交通事故に多く見られる具体的危険場面を示し、事故原因や危険予測と回避方法等について理解させる。	
		(3) 改正された道路交通法令	受講者の前回の免許証の更新後において改正された道路交通法令のうち必要な事項等について説明する。	
2　運転適性検査器材による指導	運転適性についての指導①	運転適性検査器材による指導	運転適性検査器材による検査の結果に基づき、加齢に伴う身体機能の低下が運転に影響を及ぼす可能性があること等を理解させる。	30分
3　実車による指導	運転適性についての指導②	(1) 事前説明	課題の実施前に、コースの周回要領等を含めた各課題の実施要領等に関する説明を行い、道路交通法令に従った通行の方法や適切な運転方法について理解させる。	1時間
		(2) ならし走行	原則として受講者ごとにおおむね300メートル、コースにおけるならし走行を行う。	
		(3) 課題	コース内を走行して各課題を実施し、その履行状況を客観的に評価する。	
		(4) 安全指導	適切に履行できなかった課題について重点的に指導することはもとより、その他安全不確認、操作不適、危険な運転個癖等の不適切な運転行動についても個別・具体的に指導し、加齢に伴う身体機能の低下がこうした不適切な運転行動に影響を及ぼしている可能性について理解させる。	
○　講習時間：2時間 （普通自動車対応免許以外の運転免許のみを受けている者又は運転技能検査対象者は3以外の受講とし、講習時間は1時間） ○　1、2及び3の実施順序は問わないほか、1及び2については、それぞれを分割した上で連続して行わないことも可能とする。 ○　1及び2については、3の順番待ちの時間に行うことも可能とする。				